

北海道地方E S D活動支援センター E S Dアドバイザー派遣制度実施要綱

(目的)

第1条 持続可能な開発のための教育（以下、「E S D」という。）の推進に向けて、学校教育における新たなE S Dの導入やより効果的な実践の支援を目的とする人材登録・派遣制度として、「E S Dアドバイザー派遣制度」（以下、「アドバイザー制度」という。）を設置する。

(設置者)

第2条 アドバイザー制度は、環境省北海道環境パートナーシップオフィス（環境省北海道地方環境事務所と公益財団法人北海道環境財団が協働で運営）が、北海道地方E S D活動支援センター（以下、「センター」という。）業務の一環として設置し、運営する。

(委嘱)

第3条 センター事業責任者（業務請負団体責任者）は、次のいずれかを「アドバイザー」として委嘱する。

- (1) 文部科学省・環境省が設置する「E S D活動支援センター（東京）」に登録された北海道内の「地域E S D活動推進拠点」の構成員
- (2) センター企画運営委員会の委員
- (3) その他、センターが必要と認める人材

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から平成33年度末までとする。ただし、センター業務が終了した場合には、その終了日までとする。

(役割)

第5条 アドバイザーは、センターの要請を受けて、北海道内の学校教育または社会教育におけるE S Dの推進に資する助言や支援を行う。

(派遣条件)

第6条 センターは、次の条件すべてに該当するものにアドバイザーの派遣を行う。

- (1) 派遣目的が、第1条と一致すること
- (2) 主催者が非営利団体または行政機関であること
- (3) 助言や支援の対象がE S Dの実践者または関係者であること
- (4) 宗教・政治活動を目的としないこと

(派遣手続)

第7条 アドバイザーの派遣を希望する者は、派遣予定日の1か月前までに、所定の申請書（別紙様式1）をセンターに提出する。センター事業責任者は内容を審査し、その可否を申請者に通知する。

(報告)

第8条 アドバイザーの派遣を受けた者は、派遣の実績について所定の報告書（別紙様式2）によりセンターに報告する。

(経費)

第9条 センター事業責任者は、アドバイザーに対して、業務請負団体責任者の規定に基づき、予算の範囲内において謝金（1回の派遣（2時間程度）につき25,000円）及び交通費を支払う。

(事務)

第10条 この要綱に関する事務は、センターにおいて行う。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。